独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業等事業再構築促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど

２１件　不当金額　３１４，６８７，１５０円

中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」という。）は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組（以下「事業再構築」という。）を実施する中小企業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業主体が事業再構築の具体的な取組を記載した計画（以下「事業計画」という。）に沿って実施する事業（以下「再構築事業」という。）に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が補助するものである。

機構は、中小企業庁から国庫補助金の交付を受けて基金を設置造成し、令和3年3月から7年1月までに13回にわたり事業主体を公募し、再構築事業が補助対象事業の要件に該当する事業主体に対して、基金を取り崩して事業再構築補助金を交付している。また、機構は、経済産業省が定めた「中小企業等事業再構築促進補助金実施要領」（令和3年3月20210315財中第1号。以下「実施要領」という。）等に基づき、再構築事業に係る確定検査等の事務局業務を株式会社パソナ（以下「受託事業者」という。）に委託している。受託事業者は、機構の指導及び監督の下で、公募回ごとに公募要領や「補助事業の手引き」などを定めるなどした上で事務局業務を行っている。

公募要領等によれば、補助対象事業の要件は、次の①から④までのとおりなどとされている。

① 事業再構築補助金について、過去に交付決定を受けた事業主体は、原則として再度申請することはできない（事業主体の範囲について、3年10月の第4回公募においては、親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合の当該親会社と子会社、個人が複数の会社それぞれの議決権を50%超保有する場合の当該各会社等は同一法人とみなされる。）。

② 4年3月の第6回公募においては、2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の売上高の合計が、コロナ以前と比較して10%以上減少していることなど（以下「売上高等減少要件」という。）を満たす必要がある。

③ 事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当しないこと

④ 経費の重複に限らず、事業内容等から判断して、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しないこと

上記の④について、機構が実施要領に基づき制定した「中小企業等事業再構築促進補助金交付規程」（令和3年6月規程令3第13号。以下「交付規程」という。）等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、再構築事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、中小企業庁及び機構は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとしており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

事業再構築補助金の補助金額、補助対象事業費等については、交付規程、公募要領、「補助事業の手引き」などによれば、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 事業再構築補助金は、補助対象事業費に、通常枠、緊急事態宣言特別枠等の事業類型や従業員数に応じて定められた補助率（3分の2等）を乗ずるなどした額、かつ、6000万円等の補助上限額の範囲内で交付する。

② 補助対象事業費は、専ら再構築事業のために使用される、建物の建設等に要する経費、機械装置、専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築等に要する経費等であり、再構築事業の実施期間内に、契約（発注）、納入、検収、支払等に係る全ての手続が完了することなどが必要である。

また、補助対象事業費の中に100％同一の資本に属するグループ企業を含む関連会社からの調達分が含まれる場合には、当該関連会社の利益相当額を控除した製造原価をもって補助対象事業費とする。

③　再構築事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税抜き）以上の機械、器具その他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内に処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、機構は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に事業再構築補助金の補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

本院が、機構、受託事業者及び32事業主体において、再構築事業33事業を対象に会計実地検査を行ったところ、21事業主体が実施した22事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。なお、複数の事態に該当している事業主体がある。

ア　再構築事業が補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態

(ｱ) 重複案件に該当していた事態　3事業主体3事業

(ｲ) 事業再構築の実施の大半を他社に外注し又は委託して、企画だけを行う事業に該当していた事態　2事業主体2事業

(ｳ) 売上高等減少要件を満たしていなかった事態　1事業主体1事業

(ｴ) 同一法人とみなされる会社が既に事業再構築補助金の交付を受けていた事態　1事業主体1事業

イ　補助対象事業費に対象とならない経費を含めるなどしていた事態

(ｱ) 補助対象事業費に対象とならない工事費等を含めていた事態　7事業主体7事業

(ｲ) 再構築事業の実施期間の終了までに事業の一部が完了していなかった事態　3事業主体3事業

(ｳ) 補助対象事業費から控除すべき関連会社の利益相当額を控除していなかったため、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体3事業

(ｴ) 実績報告書の事業費よりも低額で再構築事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　2事業主体2事業

(ｵ) 改修した建物等を事業計画に記載のない既存の事業に用いていて、事業計画で実施するとした再構築事業が行われていない事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で処分されていた事態

(ｱ) 処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　3事業主体3事業

(ｲ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた事態　1事業主体1事業

これら21事業主体が実施した22事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係る事業再構築補助金計314,687,150円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ア(ｱ)の2事業主体(注1)において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、ア（ア(ｱ)の2事業主体を除く。）及びイの計16事業主体(注2)において再構築事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの3事業主体(注3)において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者において21事業主体に対する指導等が十分でなかったこと、機構において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1)　2事業主体　　株式会社リデルタ（令和7年1月7日以降は株式会社ジャパンコードワークス）、久米仙酒造株式会社

(注2)　16事業主体　　一般社団法人日本認知症予防マージャン協会、株式会社ティーエムユニオン、in-curve株式会社、株式会社ＤＧ　ＴＡＫＡＮＯ、有限会社オフィスプライヤ、株式会社ＭＡＰ、株式会社福祉工房アイ・ディ・エス、有限会社アオイエンタープライズ、株式会社ワールド・ワン、株式会社ケイアイリンク、株式会社for too、株式会社アドバンス、株式会社リュウセイ、沖縄トレーディング株式会社、株式会社ＳＯ　ＴＲＡＤＩＮＧ、株式会社トモミ商会

(注3)　3事業主体　　株式会社Ｊメンテナンス、株式会社ヨンキー、株式会社スペックス

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1（ア(ｱ)の事態）＞

有限会社オフィスプライヤ（以下「オフィスプライヤ社」という。）は、ゴルフトレーニング等のスポーツ利用も可能なカフェとして「羽田ＳＳカフェ」を出店する再構築事業の交付申請書において、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）によって、新たに会員制パーソナルジムの会員が使用するスマートフォン向けアプリケーションの開発を行うとする、再構築事業とは異なる内容の補助事業を実施中であると申告して令和4年1月に交付申請を行い、同月に事業再構築補助金の交付決定を受けていた。また、ものづくり補助金については、再構築事業の交付決定よりも前の3年6月に交付決定を受け、4年2月に10,000,000円の交付を受けていた。

その後、オフィスプライヤ社は、上記の再構築事業を事業費49,733,728円（補助対象事業費42,822,590円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、同年11月に機構から事業再構築補助金28,548,393円の交付を受けていた。

しかし、オフィスプライヤ社が実際にものづくり補助金の交付を受けて実施した事業（以下「ものづくり事業」という。）は、前記の申告とは異なり、「羽田ＳＳカフェ」の利用者が使用するためのアプリケーションを開発するものなどとなっていて、「羽田ＳＳカフェ」を出店するための事業となっていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度となっている期間があり、事業内容についてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」の出店、業者への発注内容についてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」において使用するものの導入等、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「羽田ＳＳカフェ」におけるサービスとなっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
再構築事業	令和4年1月25日 ～同年4月30日	「羽田ＳＳカフェ」の出店	「羽田ＳＳカフェ」の店舗内装工事等 「羽田ＳＳカフェ」の店舗設備工事等 「羽田ＳＳカフェ」に設置するトレーニング器具及びロッカーの導入	「羽田ＳＳカフェ」におけるサービス
ものづくり事業	3年6月9日 ～同年12月28日	「羽田ＳＳカフェ」の出店	「羽田ＳＳカフェ」に設置するコーヒーマシンの導入 「羽田ＳＳカフェ」のニュース配信、クーポンの配布等を行うアプリケーションの開発	「羽田ＳＳカフェ」におけるサービス

これらのことなどから、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業は、既に交付決定を受けて実施していたものづくり事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、オフィスプライヤ社が実施した再構築事業（これに係る事業再構築補助金28,548,393円）は、重複案件に該当し補助の対象とならない。

＜事例2（ア(ｲ)の事態）＞

株式会社リュウセイ（以下「リュウセイ社」という。）は、再構築事業により、精肉加工場を新設するとともに、精肉パック包装機等を導入し、これらを用いて自ら精肉の加工等業務を行うなどとした事業計画書を提出して、機構は、令和4年8月に交付決定を行っていた。

その後、リュウセイ社は、精肉加工場の新設及び精肉パック包装機等の導入を行う再構築事業を事業費49,401,436円（補助対象事業費44,772,727円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、5年8月に機構から事業再構築補助金29,848,484円の交付を受けていた。

しかし、リュウセイ社は、実際には、精肉加工場において精肉パック包装機等を用いた精肉加工を自ら実施しておらず、精肉パック包装機等は稼働当初から事業計画書においてリュウセイ社が加工する精肉の販売先とされていたＡ社の従業員が専ら使用していた。また、リュウセイ社は、販売数量の企画や、精肉パックの配送といった、精肉加工場や精肉パック包装機等を用いない業務のみを行っていた。

したがって、リュウセイ社は、事業計画書に記載されている事業を自ら実施しておらず、本件事業（これに係る事業再構築補助金29,848,484円）は補助の対象とならない。

＜事例3（イ(ｱ)及びウ(ｲ)の事態）＞

株式会社ワールド・ワン（以下「ワールド・ワン社」という。）は、洋風惣菜のテイクアウト販売により中食市場へ進出するために、令和4年6月までに店舗の改装工事、厨房設備及びＰＯＳシステムの導入等を内容とする再構築事業を事業費99,290,698円（補助対象事業費90,090,044円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金60,000,000円の交付を受けていた。

しかし、ワールド・ワン社は、店舗改装後の開店当初から、事業計画書に記載した惣菜販売事業を店舗1階のみで実施しており、店舗2階及び導入したＰＯＳシステムのうち同階に設置した端末については事業計画書に記載のない外食事業に使用し、また、店舗1階の厨房の一部については惣菜販売事業と外食事業に併用していた。このため、補助対象事業費90,090,044円のうち、惣菜販売事業のみに使用していた店舗1階の改装等に要した経費は39,909,152円となっていて、残りの50,180,892円は、専ら再構築事業のために使用される店舗の改装等に要する経費とは認められないものとなっていた。

また、ワールド・ワン社は、機構の承認を受けずに、同年10月に、店舗1階における惣菜販売事業を事業計画書に記載のない生ドーナツ販売事業へ変更していて、外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分（補助対象事業費計30,179,540円、処分制限期間15年）及び同階に設置した厨房設備2台（同計2,685,360円、同6年）について、事業再構築補助金の交付の目的に反して生ドーナツ販売事業に使用していた。

したがって、惣菜販売事業のみに使用していた店舗1階の改装等に要した経費を除く50,180,892円（これに係る事業再構築補助金相当額33,393,899円）は、補助の対象とならない。また、補助の対象とならない外食事業に係る部分を除いた店舗1階の改装部分及び同階に設置された厨房設備2台（目的外使用時点における残存簿価相当額計28,421,202円、これに係る事業再構築補助金相当額18,947,467円）は、機構に無断で補助の目的外に使用されていた。

＜事例4（ウ(ｱ)の事態）＞

株式会社スペックス（以下「スペックス社」という。）は、アロマ製品の企画製造、店舗販売、アロマスクール等を展開するために、令和4年6月までに賃貸物件である店舗の改装工事並びにレジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機の設置工事を内容とする再構築事業を事業費16,566,209円（補助対象事業費15,060,190円）で実施したとする実績報告書等を受託事業者に提出して、機構から事業再構築補助金10,000,000円の交付を受けていた。

しかし、スペックス社は、機構の承認を受けずに、同年7月に店舗の賃貸借契約を解除した上で、店舗の運営

・管理並びにアロマ製品の企画製造、販売及びアロマスクール事業をＢ社に事業譲渡していた。また、スペックス社は、同月に、業務用製氷機（補助対象事業費500,351円、処分制限期間8年）をＢ社に引き渡すとともに、店舗の造作（同計10,515,480円、同15年）、レジ兼キッチンカウンター（同1,491,347円、同5年）等を存置したまま退去していた。

したがって、店舗の造作、レジ兼キッチンカウンター及び業務用製氷機（処分時点における残存簿価相当額計11,101,633円、これに係る事業再構築補助金相当額7,371,507円）は、機構に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者（所在地）〈事業主体〉	間接補助事業者（所在地）	年　度	事業費〔補助対象事業費〕	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘　要
			千円	千円	千円	千円	
一般社団法人日本認知症予防マージャン協会（仙台市）	－	3、4	8,580 (7,800)	5,850	4,545	3,409	イ(ｴ)の事態
株式会社ティーエムユニオン（茨城県水戸市）	－	4、5	154,964 (140,877)	80,000	80,023	45,164	イ(ｱ)及びイ(ｳ)の事態
注(1) in-curve株式会社（東京都新宿区）	－	4	14,135 (12,850)	8,481	12,850	8,481	イ(ｱ)及びイ(ｲ)の事態
株式会社ＤＧＴＡＫＡＮＯ（東京都台東区）	－	4	99,495 (90,450)	60,000	10,080	6,420	イ(ｲ)及びイ(ｴ)の事態
有限会社オフィスプライヤ（東京都大田区）	－	3、4	49,733 (42,822)	28,548	42,822	28,548	ア(ｱ)の事態
注(2) 株式会社リデルタ（東京都渋谷区）	－	4、5	15,070 (13,700)	10,000	13,700	10,000	同
株式会社ＭＡＰ（東京都渋谷区）	－	5	37,816 (31,048)	20,698	20,510	13,673	イ(ｱ)の事態
株式会社福祉工房アイ・ディ・エス（東京都日野市）	－	5	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	ア(ｴ)の事態
有限会社アオイエンタープライズ（東京都羽村市）	－	4	69,199 (58,389)	38,865	4,300	2,805	イ(ｱ)の事態
株式会社Ｊメンテナンス（名古屋市）	－	3	15,224 (13,840)	10,230	4,525	3,394	ウ(ｱ)の事態
株式会社ヨンキー（大阪市）	－	5	6,955 (6,323)	4,644	2,243	1,648	同
株式会社ワールド・ワン（神戸市）	－	3、4	99,290 (90,090)	60,000	78,602	52,341	イ(ｱ)及びウ(ｲ)の事態
株式会社ケイアイリンク（岡山市）	－	3、4	65,953 (56,423)	37,615	14,291	9,527	イ(ｱ)及びイ(ｲ)の事態

補助事業者 （所在地） 〈事業主体〉	間接補助事業者 （所在地）	年　度	事業費 〔補助対象事業費〕 千円	左に対する機構の補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める機構の補助金相当額 千円	摘　要
株式会社for too （岡山市）	－	3、4	24,469 (22,244)	14,829	22,244	14,829	イ(ｵ)の事態
株式会社アドバンス （岡山市）	－	5	26,749 (24,317)	16,211	5,733	3,822	イ(ｱ)の事態
株式会社スペックス （福岡市）	－	3、4	16,566 (15,060)	10,000	11,101	7,371	ウ(ｱ)の事態
株式会社リュウセイ （福岡市）	－	4	49,401 (44,772)	29,848	44,772	29,848	ア(ｲ)の事態
沖縄トレーディング株式会社 （沖縄県那覇市）	－	3	26,400 (24,000)	16,000	24,000	16,000	同
注(3) 株式会社ＳＯＴＲＡＤＩＮＧ （沖縄県那覇市）	－	4	9,900 (9,000)	6,750	1,620	1,215	イ(ｳ)の事態
久米仙酒造株式会社 （沖縄県那覇市）	－	4	43,315 (39,378)	26,252	39,378	26,252	ア(ｱ)の事態
注(4) 株式会社トモミ商会 （沖縄県浦添市）	－	5	32,890 (29,900)	19,933	29,900	19,933	ア(ｳ)の事態
計			882,609 (788,287)	514,760	482,246	314,687	

注（1）　事業主体の所在地について、令和7年2月19日以降は「東京都渋谷区」である。
注（2）　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。
注（3）　事業主体の所在地について、令和8年9月1日以降は「長崎県対馬市」である。
注（4）　事業主体の所在地について、令和8年10月2日以降は「福岡県糸島市」である。